

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
1	募集要項	8	第2	5	(1)			立地、質疑 回答 No. 64	<p>「抜杭後の埋戻し地盤の品質基準」 抜杭後の埋戻し部について、周辺の自然地盤と同等の支持力を設計の前提としてよいでしょうか。また、具体的な埋戻し仕様（材料・転圧等）をご提示いただけますか。</p> <p>事業予定地において、現在解体中の既存の公会堂の抜杭した杭は松杭（最大の杭長 L=約 6.0m）であり、複合施設の整備にあたって想定される支持地盤には到達していないと考えます。このため、抜杭後の埋戻し部以深にある支持地盤（参考資料2 地質調査資料参照）は自然地盤と同等の支持力を有するものとして設計することに支障はありません。</p> <p>抜杭後の具体的な埋戻しについては、杭孔を砂で充填し、地盤面までの埋戻しは、基礎解体時の根切土及び購入土を搬入し、厚さ 30cm 毎に締固めを行っています。</p>	
2	募集要項	11	第2	5	(6)	2)	①	カフェの設置・運營業務	<p>カフェの設置・運營業務について、SPC を介さずに市と契約する体制は不可とのことですが、毎月の行政財産資料料の支払い手続き等、SPC 業務の効率化を図るため、市と構成企業又は協力企業が直接契約する体制は認めていただけないでしょうか。カフェの設置・運營業務が必須業務であり、モニタリングの対象であることから認められないという意図でしょうか。</p> <p>カフェは、事業期間を通じて設置・運営いただきたいと考えています。そのため、SPC に対する必須業務として位置づけています。当該カフェの設置及び運営にあたっては、建物の一部を PFI 法に基づいて SPC に事業期間中貸付ける予定です。</p>	
3	募集要項	11	第2	5	(7)	2)		一部の什器 備品の決定・調達、 質疑回答 No. 15	<p>「市調達什器の設置に伴う責任境界」 閲覧エリアの什器は市が責任をもって搬入・設置を行い、万一、納品・設置時に事故や建物損傷が生じた際も、SPC の瑕疵責任とはならないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>市が什器備品を調達し設置する場合において、搬入・設置時に事故や建物損傷が生じた場合であっても、その責任を SPC が負うことは想定していません。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
4	募集要項	10	第2	5	(4)			業期間、質疑回答 No. 15	<p>「市調達什器の選定・納品時期」 市が調達する什器の選定期間や納品時期の想定を伺えますか。建築工事の最終工程や検査スケジュールには影響しないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>市が調達する什器・備品については、国の補助金等も活用しながら、令和9年度までの積立を想定しており、市が調達する什器の選定期間や納品時期は、それ以降となり、概ね令和11年度内を想定しています。</p> <p>建設工事や検査スケジュールとも調整が必要と考えており、具体的な時期については、市とSPCの協議により決定するものと考えています。</p>	
5	募集要項	14	第3	3	(1)		⑤	什器・備品の調達・設置業務	<p>「什器・備品の調達・設置業務を実施する企業が、SPCと直接契約して当該業務を実施することを認める。この場合、～代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかに位置づけること。」とあり、また参加資格関連以外に関する質問回答 No. 8を加味し、提案価格を最適化するために、参加表明書提出時において建設企業でない代表企業、構成企業又は協力企業(例えば運營業務を実施する企業等)がSPCと什器・備品の調達・設置業務について直接契約して実施することを可能としていただけないでしょうか。</p> <p>認めます。 ただし、その場合は、応募者の構成及び役割分担表(様式2-1-2号)を再度提出してください。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
6	募集要項	14	第3	3	(1)		⑥	システムの構築業務	「システムの構築業務を実施する企業が、SPCと直接契約して当該業務を実施することを認める。この場合、～代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかに位置づけること。」とあり、また参加資格関連以外に関する質問回答 No.10 を加味し、提案価格を最適化するために、参加表明書提出時において建設企業でない代表企業、構成企業又は協力企業(例えば運営業務を実施する企業等)が SPC とシステムの構築業務について直接契約して実施することを可能としていただけないでしょうか。	認めます。 ただし、その場合は、応募者の構成及び役割分担表(様式 2-1-2 号)を再度提出してください。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
7	募集要項	28	第3	6	(5)		上限価格	「利用者の便に供する机・椅子・ソファ(執務室は対象外)を購入するために市が負担する約1.5億円(税込)」に関して、参加資格関連以外に関する質問回答No.19及び同質問回答No.84の回答の内容を加味すると、利用者の便に供する机・椅子・ソファ(執務室は対象外)を購入するための費用が、利用者の利便性を重視した結果、提案段階より1.5億円を超過することが想定される場合であっても提案価格には含めず、事業契約後の協議の結果、想定通り1.5億円以上の費用が発生した場合はSPCが調達・設置し、サービス対価より捻出することになるが、市との協議により合意したうえで発生する超過費用になるため、当該超過費用は契約変更にて増額変更頂き、サービス対価としてSPCにお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	利用者の利便性を重視した結果、1.5億円(税込)を超過することが提案段階から想定される場合は、その超過分を提案価格に含めて、SPCが調達してください。	
8	募集要項	28	第3	6	(5)		上限価格	参加資格関連以外に関する質問回答No.26を加味し、(様式第B-7-2号)什器・備品リストのうち、「市が調達する什器・備品」を示す表において参考価格を記載するにあたり、利用者の利便性を重視した結果、提案段階より当該様式に記載する費用が1.5億円を超過する場合であっても減点の対象にはならないと理解してよろしいでしょうか。	什器・備品リスト(様式第B-7-2号)の「市が調達する什器・備品」は、1.5億円内(税込)で記載してください。1.5億円を超過することが提案段階から想定される場合は、その超過分を提案価格に含めて、SPCが調達してください。	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
9	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	募集要項等に関する質問回答にて「什器・備品の調達・設置については・・・提案価格に含めてください。」とあり、募集要項には利用者の便に供する机・椅子・ソファを購入する1.5億円は上限価格に含まない旨の記載があります。つまり、什器・備品の調達・設置費用のうち、利用者の便に供する机・椅子・ソファの購入費を除いた費用を上限価格に含めるという理解でよろしいでしょうか。	提案価格には、市が負担する約1.5億円(税込)を含めないでください。他方で、1.5億円(税込)を超過することが提案段階から想定される場合は、その超過分を提案価格に含めて、SPCが調達してください。
10	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	参加資格関連以外に関する質問回答No.20の内容を受け、募集要項等が変更されました。ここで、「様式第4-2-2号 提案価格内訳書」には令和12年度以降、毎年度27,200,000円(税込)の費用が計上されています。毎年度同額であることから、令和12年度においても12カ月間の光熱水費が計上されていると推察しますが、施設の引き渡し(整備期間の完了)は令和12年6月30日であることから4~6月の3カ月の整備期間の光熱水費も計上されているものと考えます。この3カ月間の光熱水費の取り扱いについて考え方をご教示ください。	令和12年(2030年)4月1日から複合施設等の引渡しまでの期間における光熱水費は、SPCが負担してください。提案価格内訳書(様式第4-2-2号)は、令和12年度において12カ月間の光熱水費を計上していますが、便宜上の取り扱いであるにご理解ください。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
11	募集要項等に関する質問 (参加資格関連以外に関する事項)							No. 22、 No. 263	什器・備品について、質疑回答では「調達・設置は原則 SPC が担う業務」とされているが、別回答では「市が別途入札で調達する」とあります。市が別業者から入札で買った物品を、SPC が「調達 (買い付け)」の一部として管理・責任を負えるのかが不明確ですが、貴市としてどのようにお考えでしょうか。	市が所有する什器備品の維持管理を含めることを想定しています。なお、什器備品等保守管理業務の対象には、市が調達する什器・備品を含めております。また、什器備品の修繕の実施及び費用負担は、修繕の負担区分表に従うものとしております。
12	募集要項等に関する質問 (参加資格関連以外に関する事項)							No. 22、 No. 263	考え方の確認ですが、什器・備品について、「利用者の便に供するもの」(閲覧室の机・椅子・ソファ等)については、税込 1.5 億円を上限として市が費用を負担とありますが、提案時点でこの「利用者の便に供するもの」が 1.5 億円では足りないと判断される場合、残りの足りない費用についてはサービス対価で費用を見込む必要があるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	募集要項等に関する質問 (参加資格関連以外に関する事項)							No. 22、 No. 263	什器・備品について、「1.5 億円を超過した場合は SPC 負担」と明記されているが、調達が「市の入札」で行われる場合、SPC は購入価格をコントロールできません。市の入札結果が高騰し、結果として 1.5 億円をオーバーしてしまった場合、SPC がコントロールできない要因でコスト増を強いられるリスクがありますが、その点は貴市のリスクとして対応いただけるのでしょうか。対応できない場合、どのように事業者はリスクヘッジをすればいいのでしょうか。	市による入札の結果のリスクは、市が負担します。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
14	募集要項等に関する質問 (参加資格関連以外に関する事項)							No. 150	質疑回答にて、その他付帯事業を実施するにあたり、提案実現が困難となった場合の違約金等の契約条件は、定められていますでしょうか。という問いに関して、定めていないと回答ありますが、実現可能性が低い提案でも評価されてしまいますが、その点はどのように評価する想定でしょうか。	実現性が低い提案がなされる可能性があることも踏まえて、慎重に評価を行うこととします。この点を踏まえ審査基準についても必要な修正を行います。
15	募集要項等に関する質問 (参加資格関連以外に関する事項)							No. 220	本施設にて、物販機能を提案する場合、行政財産使用料は、どのような考え方をすればよろしいでしょうか。	物販機能における行政財産使用料について、自動販売機、売店、喫茶店、食堂等を設置するために使用する場合は、当該施設の売上金額の100分の5以上の割合を乗じて得た額となります。 使用料について整理した参考資料を要求水準書に追加して公表します。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
16	要求水準書	6	第1	2	(3)	5)		市直営区画の一部・什器・備品の更新	<p>初期の調達には市であるが、更新、修繕も市の業務・予算という理解でよいのか？</p> <p>要求水準書の P88 の「什器備品等保守管理業務」における什器・備品等の対象には、市が調達する什器・備品も含まれます。</p> <p>ただし、要求水準書の P86 の修繕の負担区分表に従うものとします。</p> <p>なお、募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答 NO. 131 のとおり、施設の修繕等において、その費用が 50 万円を超える場合、それが同一の修繕工事に該当するかどうかは、その内容や修繕範囲、見積書等に基づき、両者での協議を通じて判断いたします。協議の結果、一連の修繕の内容として認められ、かつ、50 万円（税込み）以上であれば、市が実施します。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
17	要求水準書	11	第2	5	(6)	1)	①	イ 建設業務、質疑回答 No. 17	<p>「既存インフラの撤去範囲の確定」解体工事において、敷地内の既存インフラ管の撤去はどこまで行われますか。新築工事に支障をきたさないよう、敷地内には不要管を残さない（全数撤去）という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>ご理解のとおりです。既存インフラについては、新築工事に支障とならないよう、既存施設の解体に合わせ仮囲いの範囲内は、敷地内の2次側インフラは全数撤去しています。具体的範囲は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道：水道メーター及び公共ますの2次側の配管・設備 ・ガス：ガスメーター及び供給元との接続点より2次側の配管 ・電力・通信：架空・地中問わず、電柱または分配器より2次側の引き込み線及び設備 	
18	要求水準書	14	第1	5	(2)				<p>総合プロデューサーと開館準備業務責任者については求められる資質が異なると思いますが、別々に立てたほうがよろしいでしょうか（アイコンとなる人物をイメージされているでしょうか）。また、要求水準書において「責務を果たすことができる限りにおいて、常駐は不要」とありますが、責務を果たすとは、どのような状態を指すでしょうか。</p> <p>総合プロデューサーと開館準備業務責任者を別とするか、兼務とするかは、ご提案に委ねます。市として特定の配置方法を求めるものではありません。総合プロデューサーの要件については、要求水準書の P59 に示す5点が全てです。</p> <p>アイコンという質問の意図を正確には把握できませんが、市として著名人や肩書を重視しているわけではなく、実務的に業務を遂行できる人物を期待しています。「責務を果たす」とは、要求水準書の P15 に掲げる業務内容を適切に履行することを意味しています。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
19	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件(参考資料1)	<p>参考資料1にて「移植可」とされている既存樹木⑤(アカマツ)および⑥(アカマツ)について、移植の可否や工法を検討するため、現在の根の状況(根鉢の大きさ等)がわかる資料をご提示いただくことは可能でしょうか。</p> <p>既存施設の解体後に残存する樹木の情報については、参考資料として公表します。</p> <p>「移植可」としている既存樹木2本については、提案内容を踏まえ「存置」または、「移植」を決定します。なお、具体的な取り扱いについては、SPCと協議のうえ、市が施工(実施)することを想定しています。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
20	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件(参考資料1)	<p>参考資料1にて「移植可」とされている既存樹木(⑤・⑥アカマツ)について、当方では「存置」を前提とした計画を検討しております。しかし、提供資料からは現在の根の状況(根鉢の大きさ等)が不明です。つきましては、契約後の詳細設計・施工段階において、想定以上の根の張り等によりやむを得ず「移植」や「計画変更」が必要となった場合、それに伴う追加費用(移植費、施工変更費等)や工期延長の対応は、予見不可能な事象(提供資料との不一致等)として、市が費用負担および責任を担うという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>既存樹木(⑤・⑥)の「存置」または「移植」については、提案者の計画・提案内容に基づき決定いただくものです。提供資料に根鉢の詳細な状況が示されていない場合であっても、その状況を考慮したうえで、存置が可能かどうかの技術的判断を含め提案いただくことを想定しています。このため、設計・施工段階において想定以上の根張り等が確認された場合でも、原則として「予見不可能な事象」には該当しないものと整理いたします。これに伴う費用負担及び工期の調整については、市は責任を負いかねます。提案にあたっては、樹木の健全な育成及び構造物への影響を十分に考慮した計画とすることを期待します。</p> <p>なお、既存樹木を残すことで、魅力的な外観形成につながる場合は評価対象になり得ますが、残すこと自体は審査に影響はありません。また、移植することを前提とする提案にあたって、移植先をご提案いただく必要はありません。芦城公園内の適切な場所に市が移植します。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
21	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件(参考資料1)	QA(参加表明以外)No.49にて指定樹木の移植は市が実施する旨のご回答がありましたが、移植が決定している③(クロマツ)および④(クロマツ)について、移植に伴う「抜根」およびその後の「埋戻し」等も含め、すべて市の費用と責任において実施されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件(参考資料1)	市による移植が決定している上記③および④のクロマツについて、本事業の計画敷地外へ移植される(SPCの敷地内配置計画や施工時の動線には影響しない)という認識でよろしいでしょうか。仮に敷地内への移植を想定されている場合は、その候補エリアをご教示ください。あわせて、SPCの施工計画(全体工程表)に反映するため、市が当該移植工事を実施・完了する時期(スケジュール)の想定をご教示ください。	既存樹木(③・④)の移植場所については、ご理解のとおり、事業予定地外への移植を予定しております。したがって、本事業における敷地内の配置計画や施工動線に影響を及ぼすことはありません。また、市が実施する移植工事について、現時点において以下のスケジュールを想定しています。 ・令和8年度第4四半期:根回し(根巻き)作業の実施 ・令和9年度中:移植作業の実施及び完了

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
23	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件	<p>QA（参加表明以外）No. 222にて埋蔵文化財等が発見された場合は市の負担とする旨のご回答がありましたが、「市が実施する試掘調査結果に基づく保存方法の検討に対し、SPCは協力すること」とある「協力」とは、具体的にどのような業務（遺構保存のための基礎設計の変更検討等）を想定されているのでしょうか。また、当該検討やそれに伴う設計・施工の変更によって追加費用等が発生した場合、その費用は市が負担するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>事業予定地等は、埋蔵文化財包蔵地（調査未了区域及び未調査推定地）を含んでいるため、市が実施する調査への協力を求めるものです。</p> <p>具体には、事業着手後、必要に応じて調査員が実施する試掘調査に協力し、立入り許可及び工程調整を想定しています。また、試掘等により、遺構の保存が必要となった場合、保存方法の検討（基礎設計の変更等）など技術的協議に協力を求めるものです。</p> <p>埋蔵文化財等の発見に伴い。設計・施工の変更による追加費用が発生した場合の取り扱いについては、ご理解のとおりです。</p> <p>なお、対象範囲については、市において令和8年度に試掘調査を行い、その結果を公表する予定です。</p>	
24	要求水準書	26	第2	2	(4)	3)	①	基本事項	<p>非常用発電の設置は想定していないとの事ですが、本施設は図書館を含む複合用途でありますので、特定防火対象物と考えてよろしいでしょうか。その場合、屋内消火栓、非常用発電が必要になるものと想定されますが、そのように考えてよろしいでしょうか。</p> <p>消防協議にて特定防火対象物と指導され、非常用発電の設置を求められた場合は、SPCの負担となります。なお、屋内消火栓は、特定防火対象物等に該当しない場合においても、必要です。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
25	要求水準書	32	第2	3	(2)			構造条件	<p>「既存基礎・杭」について、参加資格関連以外に関する質問回答 No. 64 等で「既存杭の破損、中折れ等により杭を存置した場合は、杭の位置等を示す資料を提示することとします。」とありますが、事業契約後又は入札直前に追加で資料をご提供頂いた場合、入札金額への反映ができないため、当該資料のご提示により判明した既存杭等を施設の安全上撤去することとなった場合の費用については市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>事業予定等にある既存3施設（公会堂、博物館、教育研究センター）の杭は、全数抜杭する予定としていますが、既存杭の破損、中折れ等により杭を存置した箇所については、杭の位置を示す資料を、令和8年度初め（2026年4月頃）を目途に公表を行う予定です。</p> <p>なお、公表した資料に基づき適切に見積もられた範囲を超える不測の事態（資料に記載のない埋設物の発見等）への対応については、事業契約書等の定めに従い、協議対象とします。</p>
26	要求水準書	39	第2	4	(3)		8)	消火設備等	<p>消防法施行令より、新施設が16項（イ）の複合防火対象物とみなされる場合、スプリンクラー又はガス系消火設備の設置義務はないとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、消防からの指摘によりスプリンクラーを設置することになった場合、設計変更による増額分はどのような手続き・協議となるでしょうか。</p>	<p>要求水準書 P39 で「スプリンクラーの設置が必要な計画を行う場合は、…」と記載しています。消防法施行令の別表第一の（十六）イに該当し、スプリンクラー設置が必要とされた場合は、SPC の負担となります。</p> <p>なお、スプリンクラーを設置しないことを前提とした内容を提案いただくことには問題ありません。</p>
27	要求水準書	39	第2	4	(3)		8)	消火設備等	<p>上記確認に付随して、法的根拠がない状況において消防からの指摘によりスプリンクラーを設置することになった場合、その費用負担は、貴市負担であると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書 P39 で「スプリンクラーの設置が必要な計画を行う場合は、…」と記載しています。スプリンクラーの設置が必要な計画となった場合は、SPC の負担となります。</p>

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
28	要求水準書	39	第2	4	(3)	8)	消火設備等	消防法施行令より、スプリンクラー設置義務がないとした場合、貴重書庫にも消火設備の設置は必要でないとの認識でよろしいでしょうか。	貴重書庫を別途設けるという考え方はなく、閉架書庫または収蔵庫内での保管を想定しています。そのため、要求水準書P39「8)消火設備等」に記載の考え方に準じてください。	
29	要求水準書	39	第2	4	(3)	8)	消火設備等	上記の考え方の場合に、水損防止範囲(全収蔵庫)は、別途ガス系消火設備が必要でしょうか。	ご理解のとおり、要求水準書P39に記載しているとおりに必要です。	
30	要求水準書	42	第2	6			什器・備品に係る要求水準	利用者の便に供する机・椅子・ソファ(執務室は対象外)について、参加資格関連以外に関する質問回答No.84において「(中略)SPCが負担する場合、超過額が提案時より物価上昇等で上昇した場合はどのように取り扱うのでしょうか。」の質問に対して「～超過額が、提案時より上昇した際には、個数の調整や代替品の可能性などを含め、両方で協議のうえ、選定するものとします。」とありますが、本超過額を取り扱うにあたり、事業契約書(案)別紙4の物価変動に伴うサービス対価の改定も加味されると理解してよろしいでしょうか。	加味されません。	
31	要求水準書	45	第2	7	(7)	7)	室内音響シミュレーション	遮音性能の検討にあたりオクターブバンド周波数ごとのデータを追加でご提供いただけますようお願いいたします。提供いただけない場合、現地での計測が必要となりますので、早期のご検討をお願いします。	申し訳ありませんが、市が設置する測定器では、オクターブバンドの数値データを出力する機能は有しておりません。	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
32	要求水準書	65	第3	2	(7)	5)	①	ホームページの作成	PC版とスマートフォン版の双方とありますが、2つ作るという意味ではなく、両方に対応していれば問題ない理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、PC版と全く同一のウェブサイト画面をスマートフォンで閲覧すると、視認性が著しく低下する恐れがあるため、スマートフォン版のウェブサイトは、スマートフォンで閲覧することに適した画面設計としてください。逆の場合も同様です。単一のURLかつデバイスの画面サイズに応じて表示が最適化されるサイトを構築すること（レスポンシブデザイン）を市は想定しています。
33	要求水準書	66	第3	2	(7)	6)		予約受付業務	「予約受付」に対応する業務を供用開始前から実施とありますが、開始タイミングや方法については事業者側で検討し、市にご相談する進め方でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	81	第3	3	(9)	3)	②	プログラム企画・運営業務	講座やワークショップの規模感のイメージを教えてください。(開催人数や開催回数など)	規模や頻度、回数等は提案に委ねます。
35	要求水準書	81	第3	3	(9)	3)	②	プログラム企画・運営業務	講座やワークショップ、フィールドワーク、その他の創作的な活動の開催にあたって、市の学芸員の協力を得ることはできますか。	内容に応じて協力可否を判断します。要求水準書の修正版（令和8年2月13日）では、「共創型運営の実現に向けて、市は、SPCからの提案又は求めに応じて柔軟に対応する姿勢である」ことを追記していますので、改めてご確認ください。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
36	要求水準書	98	第5	3				その他付帯事業	任意提案可能範囲内において、収益施設やキッチンカー等の提案を期待されているとの事ですが、提案がなされない場合、任意提案可能範囲の整備方針はどのようになりますでしょうか。	任意提案可能範囲において、提案がなされない場合は、市が広場や園路等として、公園整備を行う想定です。なお、参考資料6 芦城公園周辺再整備基本計画骨子(案)において、ゾーニング構成と役割(ゾーニング案の具体化)を記載しています。
37	要求水準書	98	第5	3				その他付帯事業	またキッチンカー等の小規模店舗をイベント毎に仮設置するとした場合、その際の任意提案可能範囲の外構計画は、SPCにて計画、整備が必要となりますでしょうか。またその費用は事業費に織り込む必要がありますでしょうか。	不要です。その他付帯事業は、独立採算により行うものですので、その実施に係る費用は、提案価格に含める必要はありません。
38	要求水準書 別紙2	1						閲覧席	閲覧席 360 席がどこまで含みますか。 リビングラボのコワーキングスペースなども含むと考えて良いでしょうか。	閲覧席については、知の集積となる図書館機能において、多様な活動へのニーズに対応したスペースの確保を目的としており、コワーキングスペース等は含みません。
39	要求水準書 別紙2	5						一般収蔵庫	収蔵資料はデータベース化されているという理解でよろしいでしょうか。	はい、データベース化されています。複合施設へ収蔵する予定の収蔵品については、参考資料8-1-1~8-1-4をご確認ください。 そのほか、小松市立博物館の一部を除く自然資料と尾小屋鉱山資料館の資料については、I. B. MUSEUMSaaSに登録されておらず、エクセルデータがあるほか、博物館の自然資料についてはサイエンスミュージアムネットの標本情報に登録されています。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
40	要求水準書 別紙 2	7					展示機能	<p>会場を仕切る可動壁（天井吊型）を整備することとの記載が、使用方法の具体的な考えがありますか。</p> <p>天井吊型の可動壁は、博物館展示機能において柔軟な空間演出を可能にし、多様な展示形態やイベント等に対応するための設備として想定しています。</p> <p>具体的には、以下のような利用を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示のテーマに応じて空間を区切り、展示品の演出を強化 ・異なるテーマの企画展を同時に開催するなど、企画内容に応じた可変的な運用 ・動線を最適化し、展示物の鑑賞順序を最適化など 		
41	要求水準書 別紙 2	7					展示機能	<p>吊り下げ展示や、天井高の高い大空間である場合等の記載があります。天井高や空間についてお考えがあれば教えてください。また従来の博物館の天井高を教えてください。</p> <p>天井高や空間については、提案に委ねます。 既存博物館の天井高については、 2階展示室：3.2m 1階ギャラリー：4.5m です。</p>		
42	要求水準書 別紙 2	7					展示機能	<p>プロジェクターを天井に設置するよう記載があります。具体的な展示活用イメージがあれば教えてください。また従来の博物館でのプロジェクター活用事例を教えてください。</p> <p>企画展のテーマに応じ、映像等のコンテンツの投影や展示物の背景情報の補完、案内やガイダンス、音や光による演出などに活用する際の機器として想定しています。既存博物館の活用事例としては、展覧会に合わせて制作した解説動画の投影や、展示品に合わせた動く風景動画の投影などがあります。</p>		

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
43	要求水準書 別紙 6	2		3	(1)	1)		図書館システムとの連携について	APIの連携について、早稲田システムとのNDA契約後に仕様書をご提供いただけるとのことですが、それはいつ頃になりますか。	WebAPIの仕様書の提供方法について、令和8年2月27日に、代表企業に対しメールにてご案内済ですので、ご確認ください。
44	要求水準書 別紙 6								新施設での活動を経て市民が作った「ものがたり共創コンテンツ」は、(文化財等とは違う文脈とはいえ)後世に受け継がれる街の貴重な資産と考えられます。一方でそうした資産の保守管理には費用や内容精査といった課題が伴います。それでも、そうした資産を積極的に保存・継承していく方針を推進されますでしょうか？	<p>ご理解のとおり、共創により作成された成果物は貴重な資産であると捉えています。</p> <p>一方、保存・継承の方法については、規模やコスト、運用面も考慮しながら検討する必要があります。大規模な保存の仕組み(例えばクラウドによる全面的な保管や成果物台帳の詳細な整備)が必ずしも必要であるとは考えておりません。</p> <p>その時々での活動の記録と共有がシンプルに行われる場合もあると考えているほか、近年のデジタル技術の進展・多様化により、一定程度はコストを抑える工夫も可能と考えています。</p> <p>さらに、記録プロセス自体を市民との共創によりつくり上げていくなど、持続的な体制を育んでいきたいと考えています。</p>

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
45	要求水準書 別紙 9							<p>新設の開館から10年後、この施設に携わった利用者、あるいは市外に在住者、ゆるやかに関わり続ける人(関係人口等)がどのように成長・変化している姿を描いていますか？</p>	<p>一つの方向性として、以下のように、施設との多様な関わりを通じて、市民一人ひとりの暮らしがより豊かになっている姿を描いています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用や主体的な参画を通じてシビックプライドが醸成されている。 ・施設への継続的な関わりによりコミュニティが形成されている。 ・養成講座を受講した子どもたちが将来的に施設の運営に携わっている。 ・施設を通じた学びや社会参加の機会により高齢者の健康増進に繋がっている。 ・資料や企画を活用した学びにより教養や知見が深まり、その成果を還元していく立場へと成長している。 ・みんなの居場所として施設と利用者のゆるやかな繋がりが継続され、居心地の良さに繋がっている。 ・施設をきっかけとした市外在住者と小松市との繋がりが地域へと波及・展開されている。など 	
46	要求水準書 別紙 9							<p>新設の開館から10年後、この施設に携わった小松市の職員の皆さんがどのように変化している姿を期待していますか？</p>	<p>共創を軸にした本施設に関する取り組みを踏まえ、利用者協働の視点や対話を重視したプロセスを各施策や行政課題の解決に積極的に取り入れ、後進の職員育成も図りながら、継続的にまちづくりに取り組む姿を期待しています。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
47	要求水準書 別紙 9							現在実施されているリビングラボの取り組みについて、市としてどのような成果や意義を感じていますか。	これまでに実施してきたリビングラボでは、利用者協働の視点に基づく当事者の声やアイデアを施設の基本計画等に反映させることで、市民が求める施設・サービスの検討を行うとともに、多種多様な市民の参画を通して施設の開館に向けた機運の醸成を図ってきました。これらの共創のプロセスが継続して行われることにより、施設への愛着やまちに対するシビックプライドの醸成、まちづくりの自分事化が図られていくと考えています。	
48	要求水準書 別紙 10	1	2				業務形態	「なお、市の事前の承諾を得た場合には、SPCから第三者への業務委託又は転貸することは可能とする。」とありますが、原則、第三者への転貸は承諾いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
49	要求水準書 参考資料 11						用地実測図、参考資料 07-1 現施設の図面	「設計精度の向上に資する座標データの提供」 配置計画の精度を高め、着工後の不整合を未然に防ぐため、敷地境界と既存建物の位置関係が正確に把握できる最新のCAD（座標値入り）データをご提供いただけますでしょうか。	敷地境界座標データ及び芦城公園全体のCAD図面（座標値入り）の提供は可能です。 応募者に対し個別に送付します。	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
50	要求水準書 参考資料 13							芦城公園の管理に係る仕様書等、質疑回答 No. 29, 30	「周辺敷地の仮設利用と安全確保」質疑 No. 101 にて範囲①内の無償活用を確認しましたが、敷地の狭小さを踏まえ、安全確保のために範囲外の隣接公園敷地（通路や空地）を仮設事務所や待機所として無償借用することは可能でしょうか。	工事ヤード及び仮設事務所の設置については、事業予定地及び任意提案可能範囲①の範囲とし、公園敷地（道路や空地）の活用については、一般の公園利用者や隣接公共施設（美術館等）の来館者が通行する動線であり、市民利用への支障や安全上の懸念が生じる恐れがあるため不可とします。
51	審査基準	10	第3	2	(2)	⑤	建設・工事監理	「工事監理業務について、工事の品質管理及び安全管理への配慮等に関する具体的かつ優れた提案がされているか。」とありますが、工事監理業務としての安全管理についての具体的なお考えをご教示ください。	ご指摘のとおり、工事監理については、安全管理とは直接的には関係ありませんので、削除いたします。	
52	審査基準	14	第3	2	(3)		④	審査の視点	審査の視点にて、「閉架書庫の活用による資料の有効活用と利用率向上について、課題を適切に捉えた提案」と記載がございます。この課題とは、従来の図書館は、閉架に死蔵する資料が多く、気軽に利用に供せないことであり、その対応として、開架割合70%や公開書庫が要求水準となっていると捉えていますがいかがでしょうか。	ご理解のとおりです。公共施設として、可能な限り利用者が資料や施設を利用できる提案を期待しています。
53	様式集及び記載要領 (Word)	9	第2	5				提出要領	参加資格関連以外に関する質問回答 No. 243 において、電子データは「正本及び副本のデータを提出してください。」と記載がありますが、正本及び副本のデータをまとめて保存したDVD(又は CD-R)を同じもので2部提出すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
54	様式集 (Excel)							様式集 4-2-2	開館準備期間は、令和9年4月1日～令和12年9月30日となっておりますが、開館準備業務に係る費用（サービス対価B）は、施設運営等業務及び令和12～27年度までのSPCの運営管理業務に係る提案価格6,915,000,000円とは別に計上されるということでしょうか（図書購入費5万冊含め）。また、その場合、予算の上限等の定めはありますか。	サービス対価Bは、開館準備業務に係る費用です。開館準備業務は、施設運営等業務に含まれます。したがって、「施設運営等業務及び令和12～27年度までのSPCの運営管理業務に係る提案価格」の中に、サービス対価Bは含まれます。サービス対価B自体には上限価格はありません。
55	様式集 (Excel)							様式集 4-2-2	開館準備業務に係る費用に「図書等の資料購入費」が含まれていますが、毎年1万冊の図書資料購入について価格の上限、下限も事業者に裁量があるのでしょうか（廉価本、高額本の取り扱い）。	ご理解のとおりです。
56	(様式第B-7-2号) 什器・備品リスト							様式第B-7-2号	市が費用を負担し設置する什器・備品の参考金額について、当該金額はメーカー等からの納品価格（税込）を記載するということがよろしかったでしょうか。なお、設置費用、配送料、および中間マージンなどの諸経費は含めないという理解でよろしいでしょうか。	概算で結構ですので、含めてください。
57	事業契約書（案）	5	2		10条	2項		契約の保証	募集要項等に関する質問への回答No.274にて本項における「施設整備費」は消費税及び地方消費税を含むこととご回答頂きました。事業契約書の本案に、「施設整備費」は消費税及び地方消費税を含むことを明記ください。	別紙2「48. 施設整備費」の定義を「サービス対価のうち設計業務及び建設業務の実施による対価をいい、消費税及び地方消費税を含む。」と修正します。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
58	事業契約書(案)	9	2		16条	4項		委任若しくは請負契約に係る手続き	<p>本項の「(前略) 本事業契約の締結後速やかに、」を「(前略) 本事業契約の締結までに」にご修正ください。</p> <p>(理由)</p> <p>設計業務及び統括マネジメント業務の開始日は本事業契約締結日(議決日)となることから、実務上、本事業契約の締結までに、①実施体制図の提出、②当該業務委託契約案の貴市による承認が完了していなければならないため</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
59	事業契約書(案)	16	第2	33条	1項			第三者に生じた損害	<p>通常避けることができない事業による第三者に損害を与えた場合においても、事業者の負担との回答をいただいておりますが、工事期間中は多少の騒音や振動等は発生するため、周辺住民の方からご意見をいただいた場合、建設を止めざるを得ません。ご回答の意図や想定等について教えてください。</p>	<p>実際に業務を行うのは事業者であり、第三者への損害防止措置等を適切に講じることができるのも事業者であると考えられることから、原則として業務上生じる第三者損害については事業者が責任を負うこととし(第33条第1項)、市に帰責事由が認められる場合に限り市が責任を負う形としております。</p> <p>なお、事業予定地は、市役所付近の公園内であり、周辺には民家が多い地域ではありません。</p>
60	事業契約書(案)	17	第2	35条	4項			不可抗力による措置	<p>不可抗力による減額について規定されていますが、減額となる事象はどのような想定をしているのかご教示ください。</p>	<p>不可抗力により業務が一時的に履行不能となった場合の減額等、様々なケースを想定しております。例えば、緊急事態宣言の発令に伴い施設を休館する必要が生じた場合などが該当します。</p>

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
61	事業契約書(案)	20	第3	42条				引渡し等の遅延又は変更に伴う措置	市の責めにより引渡しが遅延した場合において、市は第22条に定める遅延利息を負担しないとなっておりますが、遅延が見込まれる際には、工期の変更契約を行うという理解でよろしいでしょうか(当初契約からは遅延するものの、変更契約を行うことで契約上は引渡し遅延にはならないとの理解です。)	市の帰責事由により予め遅延が見込まれる場合は、引渡予定日を変更する可能性もありますが、具体的な対応方法については、その時点の状況を踏まえて判断することとなります。
62	事業契約書(案)	29	第4	3	(3)			第18条(不可抗力等)	「想定外の地下障害物への対応」 市による全数抜杭後、万一既存資料に記載のない構造物(旧建物の基礎等)や建物以外の埋設物等が発見された場合の対応については、「提供情報の不足」として、追加費用や工期延長の必要性について市側で適切にご対応(負担)いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	事業契約書(案)	38	8	2	74条	6項		施設引渡前の違約金	事業契約書の本項に、「施設整備費」は消費税及び地方消費税を含むことを明記ください。	別紙2「48. 施設整備費」の定義を「サービス対価のうち設計業務及び建設業務の実施による対価をいい、消費税及び地方消費税を含む。」と修正します。
64	事業契約書(案)	38	8	2	85条	2項		施設引渡前の違約金	事業契約書の本項に、「施設整備費」は消費税及び地方消費税を含むことを明記ください。	別紙2「48. 施設整備費」の定義を「サービス対価のうち設計業務及び建設業務の実施による対価をいい、消費税及び地方消費税を含む。」と修正します。

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
65	事業契約書(案)	39	8	3	88条	2項	施設引渡後の違約金	事業契約書の本項における「維持管理・運営費」は消費税及び地方消費税を含むとの認識でよろしいでしょうか？ 含む場合、事業契約書の本項に、「維持管理・運営費」は消費税及び地方消費税を含むことを明記ください。	別紙2「5. 維持管理・運営費」の定義を「サービス対価のうち維持管理費及び運営費の総称をいい、消費税及び地方消費税を含む。」と修正します。	
66	事業契約書(案)	39	8	3	88条	2項	事業者の帰責事由による契約解除の効力	募集要項等に関する質問への回答No. 276にて、事業者の帰責事由による違約金を「残存期間合計の維持管理・運営費の10%」のままとしてご回答を頂きましたが、改めて他の多くのPFI事業で適用されている条件である「解約事業年度の維持管理・運営費の10%」として頂きますようお願い致します。 なお、現状の規定のままの場合、違約金金額が最大6億円超と過大となる可能性があり、本事業への応札が難しくなる可能性があります。	第88条第2項の該当箇所は、「前項の場合において、解除された事業年度の1年分の維持管理・運営費の合計額の10分の1に相当する額の違約金を」に修正します。	
67	事業契約書(案)	42	第4	93条			保全義務	事業者が必要な維持保全に努めなければならないと定められていますが、市の帰責による解除の場合は、市の負担にて維持保全を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
68	事業契約書(案)	52	別紙4				85. 本事業契約	<p>募集要項等に関する質問への回答 No. 274 にて、本号の日付「●年●月●日」は本事業契約締結に係る議決日とご回答頂きました。</p> <p>事業契約締結に係る手続きについて以下 A・B・C につきご教示ください。</p> <p>A 事業契約の仮締結日は、記名押印欄に記載の日付との認識でよろしいでしょうか？</p> <p>B 上記 A の認識が正しい場合、当該議決日が確定していない中、本号の日付「●年●月●日」の記載方法を具体的にご教示ください。(●を空白とし、議決後に追記するのでしょうか？)</p> <p>C 記名押印後に追記することは契約手続上回避すべきであり、議決日は市議会の HP 等で公に確認できることから、改めて本号の日付「●年●月●日」を削除ください。</p> <p>(なお、議決後追記する場合、「加筆・削除部分に双方調印することを必要か」と思います。</p>	<p>別紙2「84. 本事業契約」の定義を「市と事業者が●年●月●日に仮契約を締結し、その後議会の議決を得て本契約となった小松市未来型図書館等複合施設整備・運営事業に関する事業契約書(別紙を含む。)及びこれらに関する質問回答書をいう。」と修正します。</p>	
69	その他	90					募集要項等に関する質問に対する回答 No. 297	<p>「売上は SPC の収入として計上してください。」と回答いただいておりますが、SPC から第三者に転貸する場合、ここでいう「売上」とはカフェ運営企業から SPC に支払われる賃料(カフェの売上金額の 3/100)を売上とし、SPC から市へ支払う行政財産使用料(カフェの売上金額の 3/100)を支出として計上するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的には、ご理解のとおりです。ただし、SPC から市へ支払う行政財産使用料は、カフェの売上金額の 3/100 「以上」の提案を求めています。</p>	

第1回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
70	その他								小松市内では既に芦城センターや第一地区コミュニティセンター等も整備されており、それぞれ別々で運営されておりますが、そういった事業者様らとも連携はされてますでしょうか。またその場合、どのように連携をされておりますでしょうか。	各々の施設の運営方針に沿い、個別に運営されています。 市内の公共施設等との連携に対する提案などがあれば歓迎しており、市は行政としてのネットワークを活用して協力します。
71	その他								小松市内には、公立小松大学や、様々なNPO法人等がありますが、そのような企業、団体等との提携、連携はありますでしょうか。	市は、市政運営や賑わいセンターの活動において、公立小松大学をはじめ、様々な企業・団体・個人等と連携を行っております。 本事業においても、行政としてのネットワークや賑わいセンターが有するネットワークを活用し、必要に応じて調整役となり、当該企業・団体・個人等とSPCを繋ぐことは可能です。
72	その他							駐車場について	施設開業後、周辺駐車場の不足に起因して近隣住民等から苦情や損害賠償請求が発生した場合、それらの対応および費用負担については、事業者側の責任範囲には含まれないという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	その他								議題の提出〆切から実際の対話の時間まで、時間が空くため、追加の議題が発生する可能性が高いです。 当日時間が余っていれば、追加で議題をあげて確認してもよろしいでしょうか。	構いません。ただし、当日追加で頂く質問に関する対話は、市・応募者の両者を拘束しません。よろしければ、第二回目の競争的対話の際に、書面でご質問を提示することを併せてご検討ください。
74	その他								提出した議題が120分の時間で回答を得られなかった場合、書面等で回答いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。